

## エステ契約のトラブル 解約、料金説明は事前に

じめじめした梅雨真っ盛り、もう一息で暑い夏。お肌の露出が増える時期となります。海へ山へとお出掛けに…。っと、その前に、自身の身体に磨きをかけようと痩身エステ、脱毛エステなどに通われる方も増えるのでは？

「痩せたい」「きれいになりたい」「かっこよくなりたい」理想のスタイルのために、ついつい欲が出てしまうもの。でも、その契約、「ちよっと待った！」です。

▼「無料体験コース」を勧められ、エステ店に行った。体験後50万円の痩身コースの説明を受けて、断りきれず契約し、クレジットカード決済にしたが、支払い続けることは難しいので解約したい。(20代：女性)

▼痩身エステで「明らかに細くなる、半年くらいで完成形になる」と言われ、高額をつぎ込んだのに一年たっても細くならない。苦情を言ったが、さらに10万円かけて施術の必要があると言われた。(40代：女性)

▼痩身エステが無料体験とあったので出向いたが、施術時に必要なジェルやサプリメントの代金を請求された。さらに筋肉引締めコースを勧められ、30万円の契約、関連化粧品、健康補助食品など計70万円を契約させられた。(30代：男性)

▼脱毛エステの施術を受けたら、ひりひり痛み、専門医の治療を受けた。医者に「施術を続けるとケロイドになる」と言われ、エステ店に解約を申し出たが続けるように言われた。心配なので解約したい。(60代：女性)

エステの契約は、長期間で高価格な契約となる傾向があります。また、化粧品やサプリメントなどの関連商品の購入が必要となる場合も多く、途中で解約したいとの相談が後を絶ちません。

契約前に「自分にとって本当に必要な契約か」「業者の広告・勧誘だけで必要だと思っていないか」「料金の説明、解約の可否や条件の説明はあったか」など、もう一度考えてみましょう。

エステに関する契約は、クーリング・オフや中途解約ができることがあります。困ったときは、一人で悩まず、お早目に最寄りの消費生活センターにご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

H27.6.25 岐阜新聞